

政務活動費

運用マニュアル



平成25年3月

大津市議会

目 次

政務活動費制度への移行にあたって 初版発行にあたって

1 政務活動費制度の概要

(1) 政務活動費とは	1
(2) 法的根拠	1
(3) 政務活動費による活動の性格	2
(4) 執行の基本原則	2
(5) 支出対象外の経費	3
(6) 市議会としてのコンプライアンスプログラム	4

2 使途基準詳細

(1) 調査研究費	5
(2) 研修費	5
(3) 資料作成費	6
(4) 資料購入費	6
(5) 広報広聴費	7
(6) 会議費	8
(7) 人件費	8
(8) その他政務活動費で支出できないもの	8～9

3 政務活動費の実務

(1) 経理責任者	10
(2) 交付手続き	10
(3) 収支報告書等の提出	11
(4) 政務活動費の返還	11
(5) 会計年度の考え方	11

(6) 交付申請から収支報告までの流れ	12
---------------------	----

4 情報公開

(1) ホームページによる情報公開	13
(2) 収支報告書等の閲覧	13
(3) 大津市情報公開制度による公開	13

5 関係資料

(1) 各様式の主な記載例等	
① 大津市議会政務活動費交付規則様式記載例	14～16
② 大津市議会政務活動費交付規程様式記載例	17
③ 大津市議会政務活動費取扱要綱様式記載例	18～24
④ 領収書等の整理上の注意点	25～26
(2) 大津市議会政務活動費交付条例	27～30
(3) 大津市議会政務活動費交付規則	31～37
(4) 大津市議会政務稼働費交付規程	38～44
(5) 大津市議会政務活動費取扱要綱	45～61

政務活動費制度への移行にあたって

平成25年3月1日付けで施行された改正地方自治法によって、政務調査費は政務活動費と名称も改められ、制度創設以来、最も大きな制度改正がされました。

具体的には、補助金の要請や陳情活動、市民との意見交換会や市民相談会、会派単位の会議などの経費の支出を新たに認めるとともに、一方で、その適正使用については、これまでは会派の自己責任とされていたものを、議会全体でも責任を担保するように、使途透明性の確保が議長の努力義務とされたところです。

大津市議会における使途基準については、市民との意見交換会、市民相談会に要する経費などについては新たに規定する一方、陳情活動経費については、使途基準に合致した適正な支出であることを、市民に対して客観的に証明することが難しいとの観点から、あえて使途基準に加えておりません。

また、議会全体としての透明性確保に関しては、平成22年度時点で今回の法改正で求められている議長調査権のほか、是正措置命令権をも議長権限として既に規定しており、法を上回る透明性の確保がされると自負しているものでもあります。

今後も大津市議会においては、「市民に開かれた議会」の実現に資する観点から、政務活動費についてもコンプライアンスレベルの向上に努めるとともに、これを有効活用し、中核市議会のトップリーダーを目指していく所存であります。

平成25年3月

大津市議会議長 青山 三四郎

政務活動費制度への対応について

趣旨

拡大された充当可能経費の使途基準を明確化し、政務活動費の適正管理に資するもの

法改正の要点

- 1 使途基準の条例規定の義務化
- 2 充当可能経費の拡大
政党活動、後援会活動、選挙活動を除く会派、議員活動(政務活動)に拡大(調査研究活動は包含)
 - ① 地域で行う市民相談会等経費
 - ② 会派単位の会議に要する経費
 - ③ 補助金要請、陳情活動経費
- 3 議会としての透明性の確保を努力義務化
・議長の調査権を新設

条例改正方針

争訟に耐え得る使途基準

近年の多くの裁判例では、立証責任が被告側に転嫁されており、議員からの適正使用の客観的証明が、可能と考えられる範囲に限定したものとする

経過措置

平成25年3月分政務活動費は、旧政務調査費使途基準の範囲とし、新規対象経費については、平成25年度分から支出可能とする

主な条例改正事項

- 1 使途基準の条例化 対応済
支出費目の「調査管理費」を「人件費」に変更
- 2 充当可能経費
 - ① 市民相談会経費 新規対象
 - ② 会派会議経費 新規対象
 - ③ 陳情活動経費 対象外⇒政党活動等との明確な分離が外観上困難であり、適正使用の客観的証明が難しい



3 透明性確保

議長調査権のほか命令権もH23条例改正で対応済
⇒ 是正命令等(条例第7条)
議長調査権(第1項)
議長是正命令権(第2項)

施行日 平成25年3月1日(改正法施行日同日)

初版発行にあたって

大津市議会においては、平成13年の政務調査費制度施行当初から、1円以上全ての領収書の添付を義務付け、使途について全面的な情報公開に対応するなど、市民に対する説明責任を積極的に果たしてきました。

しかし、政務調査費の使途等について市民の関心が高まるなか、政務調査費に関するコンプライアンスをより一層徹底し、市民の負託に積極的に応えることが、ますます求められています。

したがって、政務調査費の透明性をさらに高め、市民に開かれた議会の実現に資するために、平成22年8月定例会において、議員自らが政務調査費の運用基準に関与するスキームを構築することなどを骨子として「大津市議会政務調査費交付条例」の一部を改正しました。

また、平成22年11月定例会における議会運営委員会での議論を経て「大津市議会政務調査費交付規程」及び「大津市議会政務調査費取扱要綱」を新たに制定し、その全てを平成23年4月1日から施行することになりました。

この「政務調査費運用マニュアル」については、条例、規程、要綱では重要度に応じて階層別に規定している制度内容を、分野別の内容に再編し、実際の運用におけるガイドラインや会計実務上の手引きとして、活用していただくことを目的に作成しました。

今後とも、よりわかりやすいものとなるよう改訂を重ねていく所存でありますので、皆様の率直なご意見を賜れば幸いです。

平成23年3月

大津市議会議長 竹内 照夫

政務調査費制度改定について

目的

政務調査費の透明性を高め、適正管理の推進と市民に開かれた議会の実現に資するもの

改定の方向性

積極的な情報公開(条例第11条第2項、規程第8条)

- ・ ホームページ上での収支報告書の公開
- ・ 議会図書室での支出帳票等の随時閲覧

課題

適正管理レベルの向上

- ① 会派によって異なる運用の統一化
- ② 使途基準の明確化

対応方針

① 議員による意思決定

議会運営委員会へ諮問後、議長決定による
ルール策定

② 根拠規定の明確化と統合

関連例規の抜本的改定

条例 議会運営委員会提案による一部改正

規則 市長による一部改正

規程 議長告示による新規制定

要綱 要領、通達を廃止、統合して制定

主な改定事項

使途(条例第5条)

- ・ 一時流用の禁止(第2項後段)
⇒ 決済用預金専用口座での管理運用(規程第4条)
- ・ 備品購入事前承認制度の導入(別表:資料作成費)
- ・ 親族等への政調費の支出禁止(別表:備考)
- ・ 政党機関紙等の購入禁止(別表:資料購入費)

支出手続(条例第6条)

議長の定める手続

⇒ 詳細手続も議運諮問、議長決定の要綱に一元化
立替払基準の明確化(要綱)

是正命令等(条例第7条)

議長調査権(第1項)

議長是正措置命令権(第2項)

勧告(規程第5条第1項)

命令(規程第5条第2項)

その他

会派の根拠規定、届出様式の整備(規程第2条)

施行期日 平成23年4月1日

1 政務活動費制度の概要

(1) 政務活動費とは

地方議会活性化のためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議会議員の調査活動基盤の充実に資する観点から、平成13年4月に施行された改正地方自治法により、議会における会派等に対する調査研究費等の助成が制度化されたものです。

さらに、平成25年3月に施行された改正地方自治法により、政務調査費の名称を「政務活動費」に改め、充当可能経費を条例で定めるところにより、政党活動、後援会活動、選挙活動を除く会派、議員活動(政務活動)に拡大できることになりました。

法的性格としては、政務活動に要する**経費の一部**として支給される補助金であり、大津市議会においては、**議員1人あたり月額7万円**が、半期ごとに、市長から**所属会派に交付**されます。

(2) 法的根拠

議員に対する政務活動費の交付に関する根拠法令は、以下のとおりです。

- ・地方自治法（第100条第14項・第15項・第16項）
- ・大津市議会政務活動費交付条例
- ・大津市議会政務活動費交付規則
- ・大津市議会政務活動費交付規程
- ・大津市議会政務活動費取扱要綱

地方自治法

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(3) 政務活動費による活動の性格

政務活動は、議会活動である本会議及び委員会活動とは異なり、公務ではなく公務災害の対象にもなりません。

したがって、会派に交付された政務活動費の執行に、事務局職員が関与することも、法的に許されません。

(4) 執行の基本原則

政務活動費制度は、政務活動に資するため、必要な経費として交付されるものでありますが、全国的には「議員の第2報酬」とも揶揄され、不正の温床との厳しい批判が根強くあるなかで、現に住民訴訟が頻発しています。

そして、平成13年の制度施行当初から、厳しい基準で制度運用してきた天津市議会においても、「不適切な公金支出」がされているのではないかとの疑念を持って、関係書類の閲覧や情報公開請求に来庁されるマスコミや市民の方が、毎年、複数おられる現実があります。

したがって、政務活動費の支出にあたっては、最低限、住民監査請求や住民訴訟に耐えうるだけの**使途妥当性を担保**するとともに、不必要な疑念を市民等に抱かせない**透明性の確保**が求められています。

については、政務活動費の使途が適切かどうかは、一義的には交付を受けた会派に判断権がありますが、**最終的に司法の場で不当利得返還請求を受け、適正支出の立証責任を負わされるのも、会派又は議員個人**であることを十分にご認識いただき、政務活動費の執行にあたっては、次の基本原則に留意し、各々の責任において適切に執行して頂くことが必要です。

① 下記のいずれかの経費であること。

(ア) 市政に関する調査研究を目的とする経費

(イ) 地域で行う市民相談会等に要する経費

(ウ) 会派単位の会議に要する経費（但し、飲食経費は除く。）

② 調査方法や支出する金額に妥当性があること。

③ 適正な支出手続きがなされていること

※ 立替払いは、原則として不可。（但し、下記に列挙する経費については、立替払い可。）

(ア) 行政庁等備付の調査研究資料の交付請求経費

(イ) 有料道路等の通行料

(ウ) 駐車料金

- (エ) 古書、廃版書籍等、後日入手が困難と認められる調査研究資料、書籍代
 - (オ) 当該政務活動費の支出が緊急を要し、かつ、あらかじめ予測することが困難であると議長が個別に認めた経費
- ④ 政務活動の成果物や適正支出であることを客観的に証明し得る書類等が整備されていること。

(参考) 基本原則に関する判例

- ・ 議員や会派が積極的な立証活動を行わない場合は、金額や用途等からみて資料の提出や補足説明をするまでもなく政務調査費であろうと社会通念上推認されるような支出を除き、これを**正当な政務調査費の支出と認めることはできない。** 【平成18年10月20日 青森地裁】
- ・ 「領収書または説明のない支出」、「雑誌名や種類が不明の領収書」、「領収書の消失」、「支出の経緯が不明の領収書」、「何に使われたのかが不明な領収書」などは、調査研究活動との関連が不明で用途基準に合致しない。 【平成18年10月20日 青森地裁】
- ・ 調査活動が会派として意思統一され、会派として行うものであることの**会派の了承（形式的な会派代表者である議員個人の承認のみをもって、会派の了解を得たとは認められない。）が存在することが必要**であり、このような実態が伴わない政務調査費の支出は、用途基準に違反した違法な支出である。 【平成19年 2月 9日 札幌高裁】

(5) 支出対象外の経費

- 慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費
- 会議等に伴う飲食経費（但し、広報広聴費における茶菓子代を除く。）
- 選挙活動に属する経費
- 政党活動に属する経費
- 後援会活動に属する経費
- 私的活動に属する経費
- その他、適正支出の客観的証明が困難な経費

(6) 市議会としてのコンプライアンスプログラム

- 調査 議長を補佐する事務局職員による調査
- 勧告 期限を定めて是正措置をとるよう、議長が勧告
- 命令 勧告をしても、なお是正されない場合、議会運営委員会の諮問を経
たうえで、議長による是正措置命令、返還命令

2 使途基準詳細

(1) 調査研究費

市の事務、地方行財政等に関して会派が行う調査研究及び調査委託に要する経費（調査委託費、資料印刷費、文書通信費、旅費等）

（条例第5条別表）

会派の代表者は、会派又は会派の所属議員が調査研究のため市外に旅行しようとするときは、**原則として派遣予定日の30日前までに、派遣承認要求書（様式第8号）**を議長に提出しなければならない。

（要綱第4条第1項）

会派又は会派の所属議員が、調査研究のため行政視察又は研修参加したときは、**30日以内に視察研修結果報告書（様式第10号）**を、議長に提出しなければならない。

（要綱第5条）

政務活動費で支出できないものの一例

- 海外視察旅費
- 私的な旅行、観光等に要する経費
- 旅費条例により算出した額を超える経費

(2) 研修費

会派主催の研修会実施に要する経費及び他団体等が主催する研修会参加に要する経費（講師謝礼、文書通信費、会場費、旅費、参加者負担金等）

（条例第5条別表）

政務活動費で支出できないものの一例

- 研修会に伴う飲食経費

- 開催実態が親睦会、祝賀会又は飲食を目的とした会合、レクリエーション大会等とみなされる会合の開催や参加に要する経費
- 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- 議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費や会合への参加費
- 活動自体が政務活動と関連しない団体の会費

(3) 資料作成費

政務活動のために必要な資料の作成に要する経費

(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等) (条例第5条別表)

調査研究に必要となる備品(標準小売価格1万円以上の長期耐用物品)を導入しようとするときは、**任期满了時までのリース契約により対応することを原則**とする。

購入による場合は、備品購入事前協議書(様式第5号)を議長に提出し、**購入前に議長の承認を得なければならない。** (要綱第3条)

政務活動費で支出できないものの一例

- 政務活動とは関連のない内容が記載されている文書の印刷経費
- 政務活動とは関連のない事務機器購入・リース代
- 事前承認を得なかった備品
- 携帯電話の通話料金
- モバイルパソコンの通信料金

(4) 資料購入費

政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

(書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料)

(条例第5条別表)

政務活動費で支出できないものの一例

- 新聞代(サロンで閲覧可能なもの)
- 政務活動と関連の薄い、若しくは趣味の色彩の濃い書籍、新聞代

- 政党機関紙等、政党の発行する書籍、資料（電子媒体のものを含む）

（５）広報広聴費

政務活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費又は会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議、市民相談等に要する経費（会派広報紙発行費、ホームページ作成・維持管理料、資料・報告書印刷費、会場費、文書通信費、旅費、茶菓子代等）（条例第5条別表）

1 会派広報紙等の要件は、会派活動の内容を掲載し、下記の各号のいずれかを満たすものとする。

(1) 配布方法が日刊一般紙である**新聞折込によるものが9割以上、かつ、発行部数5万部以上**

(2) 配布方法が**街頭配布であり、かつ、発行部数5千部以上**

2 議員個人としての活動、政党活動、後援会活動等、前項に規定する以外の内容が含まれる場合は、発行費用を政務活動費から支出することはできない。

3 会派は、広報紙発行後、第1項各号に対応する次の各号に掲げる文書等と**成果物1部**を、支出伝票に添付しなければならない。

(1) 委託先業者が発行する、**配布年月日、新聞ごとの折込部数、配布地域を明示した明細書**

(2) **発行部数を証するもの**（1～3要綱第6条）

4 会派が実施する市民相談会の会場借り上げ料の経費については、会場看板、実施風景写真、領収書、相談記録などを添付すること。

政務活動費で支出できないものの一例

- 個人活動の報告書作成に要する経費
- 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- 自動車本体、車検代、保険料、税金、修理代等、維持管理に要する費用
- 市民相談会等に伴う飲食経費

(6) 会議費

会派が行う各種会議、他団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費

(会場費、資料印刷費、文書通信費、旅費、参加費等)

(条例第5条別表)

- 1 会派が実施する会議の経費については、写真、領収書、会議録などを添付すること。

政務活動費で支出できないものの一例

- 会議等に伴う飲食経費
- 親睦会又は飲食を目的とした会合の開催や参加に要する経費

(7) 人件費

政務活動を補助する職員を雇用する経費

(給料、手当、賃金等)

(条例第5条別表)

政務活動費で支出できないものの一例

- 会派が所属する政党用務等、会派の政務活動と無関係な業務を行う者の雇用経費
- 議員の3親等以内の親族又は同居人の雇用経費

(8) その他政務活動費で支出できないもの

- 祝金、香典、志等の冠婚葬祭に要する経費
- 見舞、餞別、中元、歳暮、電報、年賀状等、儀礼に要する経費
- 名刺代
- 政党活動、県連活動に要する経費
- 事務所の設置及び維持に要する経費
- 選挙運動及び選挙活動に要する経費
- 各種選挙時の各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成等に要する経費
- 後援会活動に要する経費

- 後援会事務所の設置及び維持に要する経費
- 冷蔵庫等、調査研究活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費
- 社会通念上妥当性を欠いた経費や公職選挙法の法令の制限に抵触する経費
- その他名目のいかんを問わず議員個人に支給する経費
- 国に対する補助金の要請や陳情活動経費（陳情活動経費については、政党活動などとの明確な区別をつけることが外観上困難であることから大津市議会では充て可経費対象外とする。）

3 政務活動費の実務

(1) 経理責任者

交付を受けた会派は、政務活動費を適正に管理するため経理責任者を置かなければなりません。(条例第8条)

※ 経理責任者の責務

- ① 交付申請書等の作成
- ② 収支伝票作成および領収書等の証拠書類の整理・保存
- ③ 収支に伴う預金通帳管理および出納簿への記帳・出納管理
- ④ 政務活動費で購入した備品の適正管理と備品台帳への登載
- ⑤ 収支報告書の作成

(2) 交付手続き

会派の所属議員数に月額7万円を乗じて得た額を毎年度、上半期、下半期の2回に分けて交付します。(条例第3条)

- 上半期分は5月末日までに(4月に議員任期が満了する年度は4月末日までに)
- 下半期分は9月末日までに

※ 所属議員数に異動があった場合

[例] 異動が生じた日(7/11)の翌月8月末までに、政務活動費交付額変更申請書を提出します。(但し、異動日が7/1の場合は、交付基準日が各月の1日となることから、当月7月末までとなります。)

交付後、会派議員数が他会派からの加入等により交付額が増える場合は追加交付請求し、会派議員数が減となる場合は、既に交付した額より上回る額を返還しなければなりません。(条例第4条第1項)

※ 会派が解散した場合

[例] 解散日(9/18)の翌月10月末までに、政務活動費を返還しなければなりません。(但し、解散日が9/1の場合は、交付基準日が各月の1日となることから、当月9月末までとなります。)(条例第4条第2項)

(3) 収支報告書等の提出

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、4月30日まで(会派解散の場合は、解散日から30日以内)に収支報告書を作成し、証拠書類等を添付して議長に提出しなければなりません。(条例第9条)

収支報告書、領収書等の証拠書類を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければなりません。(規程第7条)

[例]平成25年度の政務活動費関係書類であれば

26・27・28・29・30年度の5年間保存することから、保存年月は平成31年3月末日までとなります。

(4) 政務活動費の返還

政務活動費の交付を受けた会派は、交付を受けた総額から当該会派がその年度において支出した総額を控除して残余がある場合は、速やかに市長に返還しなければなりません。(条例第10条)

(5) 会計年度の考え方

本市においては、原則として発生主義(支出事象が発生した年度中に全て支払処理すべきとの考え方)により会計処理するものとしています。

したがって、会計年度独立の原則も適用されることから、年度を超えた契約は、基本的に認められません。

(6) 交付申請から収支報告までの流れ

政務活動費交付申請書の提出 (規則第2条第1項:様式第1号)

毎年度、政務活動費交付申請書を市長に提出します。
5月初旬に提出(但し、改選の年のみ、交付申請が2回必要となり、4月分を4月初旬に申請します。)



政務活動費交付請求書の提出 (規則第4条第1項:様式第5号)

市長から交付決定通知を受けた後、速やかに交付期ごとに市長に提出します。
上期(5月初旬) 下期(9月初旬)



交 付 (条例第3条第1項・第2項)

上期分(4月から9月分)は5月末までに、下期分(10月から3月分)は9月末までに交付されます。
(但し、4月に議員の任期が満了する年度にあっては、4月中に交付されます。)



収支報告書等の議長への提出 (条例第9条第1項・第2項:様式第5号)

収支報告書を翌年度の4月30日までに議長に提出します。



議長から市長への送付 (規程第6条第2項)

議長は、提出された収支報告書等の写しを市長に送付します。



政務活動費の返還 (条例第10条)

交付を受けた年度の政務活動費に残余額がある場合は、5月20日までに市長に返還します。

4 情報公開

(1) ホームページによる情報公開

収支報告書(条例第11条第2項に規程する)をホームページに掲載、公開します。
(規程第8条)

(2) 収支報告書等の閲覧

収支報告書等の写しについては、大津市情報公開条例に基づく公開請求の手続きを経ることなく、だれでも閲覧を請求することができます。

(規程第8条・要綱第7条)

① 閲覧場所

市議会図書室、または議長が指定する場所

② 日時

開庁日の勤務時間(午前8時40分～午後5時25分)

③ 閲覧対象

収支報告書・収入伝票・支出伝票・出納簿・視察研修結果報告書の写し(但し、前年度以前のものに限る)

④ 閲覧方法

政務活動費収支報告書等閲覧請求書の提出が必要です。

なお、議員については、閲覧請求書の提出が不要ですので、随時ご覧下さい。

(3) 大津市情報公開制度による公開

当該年度の政務活動費収支報告書等関係書類の閲覧、または閲覧情報の写しの交付を希望するときは、大津市情報公開条例(平成14年大津市条例第4号)に基づく手続きが必要です。

但し、閲覧情報の写しの交付を行う場合は、大津市情報公開条例第7条第1項に規程する非公開情報が記録されている部分は除くものとします。

[非公開情報の例]

個人に関する情報・会派の活動に著しい支障を及ぼす情報・公共安全・秩序に関わる情報等

5 關係資料

(1) 各様式の主な記載例等

① 大津市議会政務活動費交付規則様式記載例

様式第1号(第2条関係)

5日までの日付で申請書を速やかに提出して下さい。

平成23年 ○月 1日

大津市長 様
(大津市議会議長経由)

改選の年は交付申請が
2回必要となります。
4月○日…4月分のみ申請
5月○日…5月～翌年3月分
までを申請

会派名 ○○○会
代表者 ○○ ○○ 印

政務活動費交付申請書(平成23年度分)

大津市議会政務活動費交付規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 会派の名称 | ○○○会 |
| 2 会派結成年月日 | 平成20年5月14日 |
| 3 代表者名 | ○○ ○○ |
| 4 経理責任者名 | ○○ ○○ |
| 5 所属議員数 | 10人(4月1日現在) |
| 6 交付申請額 | 8,400,000円 |

(@70,000×10人×12か月)

様式第 2 号(第 2 条関係)

平成 2 3 年 5 月 1 1 日

異動が生じた日を
記入して下さい。

大津市長 様

(大津市議会議長経由)

会派名 ○○○会

代表者 ○○ ○○ 印

政務活動費交付額変更申請書(平成 2 3 年度分)

大津市議会政務活動費交付規則第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

1 政務活動費の額

(1) 変更前の額 8, 4 0 0, 0 0 0 円

(2) 変更後の額 7, 7 0 0, 0 0 0 円

2 理由

会派の所属議員数の異動

変更前 1 0 人

変更後 9 人

会派の解散

各月 1 日が交付基準日となるので、
(例) 5 月 1 1 日付○○○会派に
おいて、1 名の議員が退会された場合
は、6 月分～翌年 3 月分までの交付額
が 1 名減となり、当初より 7 0 0, 0 0 0
円の交付額が減額されます。

※減額の場合

・会派脱退議員の届出について

・会派解散届

※増額の場合

・会派加入議員の届出について

上記届出書の写しを添付して下さい。

(注) 該当する理由の□に、レ印を付けてください。

様式第5号(第4条関係)

平成23年 ○ 月 ○ 日

大津市長 様

上半期分の請求日は5月10日までの日付で
下半期分の請求日は9月10日までの日付で

会派名 ○○○会

代表者 ○○ ○○

印

政務活動費交付請求書(平成23年度上半期分)

大津市議会政務活動費交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり
政務活動費を請求します。

4, 200, 000円

※ 政務活動費交付決定通知書を受領後、請求書を提出して下さい。

② 大津市議会政務活動費交付規程様式記載例

様式第5号（第6条関係）

平成〇〇年度政務活動費収支報告書

会派名 〇 〇 〇 会

1 収入額 政務活動費 5,880,000 円

2 支出額 4,588,535 円

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	860,520	行政視察旅費 860,520円
研 修 費	30,000	〇〇セミナー参加負担金 10,000円×3名
資 料 作 成 費	627,600	資料作成事務機器代(プリンター一式 142,300円、カメラ代 85,300円、コピー用紙代 78,000円、事務用品代198,500円、ファックス通話料55,460円、インターネット接続料他68,040円)
資 料 購 入 費	112,000	第一法規データファイル 35,000円、専門書籍購入代 25,000円、住宅地図他 52,000円
広 報 広 聴 費	1,454,000	会派広報紙発行経費 1,318,000円、ホームページ更新代 126,000円、市政報告会開催時会場料他 10,000円
会 議 費	75,000	会派会議開催時会場使用料 @15,000×5回
人 件 費	1,429,415	事務職員雇用経費 1,429,415円
合 計	4,588,535	

3 残 額 1,291,465 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

注 意 点

収支報告書を大津市議会ホームページに掲載し公開(大津市議会政務活動費交付規程第8条)することから、記載例を参考に作成してください。

※ 備考欄には各科目ごとに主な支出金額の上位項目(3項目程度)及び金額を明記して下さい。

③ 大津市議会政務活動費交付要綱様式記載例

様式第1号 (第2条関係)

収支番号 1

収 入 伝 票

通帳の記帳項目順かつ、「出納簿」の「収支番号」と同一

会派名： ○ ○ ○ 会

伝票作成日	平成〇〇年5月31日	
収入決定	代表者印	経理責任者印
	(印)	(印)
科 目	政 務 活 動 費	
金 額	2, 1 0 0, 0 0 0 円	
内 容	政務活動費上半期交付金 (@70,000×5人分×6ヵ月分)	
支 払 者	大 津 市 会 計 管 理 者	
収入年月日	平成〇〇年5月31日	
摘 要		

※ 注意

収入額・内容等のわかるものを添付すること。

○ 口座振込通知書

通帳の記帳項目順かつ、
「出納簿」の「収支番号」と同一

様式第2号（第2条関係）

収支番号 2

支出伝票

会派名： ○ ○ ○ 会

伝票作成日	平成〇〇年6月10日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
	(印)	(印)
科目	資料購入費	
金額	6,220円	
内容	書籍購入代	
支払先	〇〇書店	
支出年月日	平成〇〇年6月10日	日付は実際に支払った日
摘要	判例地方自治 @1,220×1冊 地方議会先例集 @5,000×1冊	個別商品名を記入
領収書 添付欄	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等を貼付。（ここへ貼付できない場合は、裏面に貼付または別紙に貼付のうえホチキスで止めて下さい。） ・口座引き落としの場合は、領収書または通帳の事実確認ができるページの写しを貼付。 	

様式第2号（第2条関係）

立替払いの記載例

収支番号 4

支 出 伝 票

通帳の記帳項目順かつ、
「出納簿」の「収支番号」
と同一

会派名： ○ ○ ○ 会

伝票作成日	平成〇〇年7月18日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
	印	印
科 目	資料購入費	
金 額	1,530 円	
内 容	大津市土地開発公社公文書情報公開コピー代	
支 払 先	大津市土地開発公社	
支出年月日	平成〇〇年7月15日	日付は実際に 支払った日
摘 要	〇〇地区市街地整備関連用地取得事業にかかる書類一式	
領 収 書 添 付 欄	立替者 ○ ○ ○ ○ 印 ・領収書等を貼付。（ここへ貼付できない場合は、裏面に貼付または別紙に貼付のうえホチキスで止めて下さい。） ・文書公開決定通知書の写しも裏面に添付して下さい。	

様式第3号 (第2条関係)

出 納 簿

会派名： ○ ○ ○ 会

収支番号	収 支 年月日	科 目	内 容	支出入先	収入金額(円)	支出金額(円)	差引残額(円)	伝 票 作成日
1	○. 5. 31	政務活動費	政務活動費上半期交付金 (4~9月分)	大津市	2,100,000		2,100,000	○. 5. 31
2	○. 6. 10	資料購入費	書籍購入代	○○書店		6,220	2,093,780	○. 6. 10
3	○. 6. 25	調査研究費	行政視察(○○市、○○市)	○○議員他1名		44,280	2,049,500	○. 6. 20
4	○. 7. 15	資料購入費	公文書情報公開コピー代	大津市土地開発 公社		1,530	2,047,970	○. 7. 18
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								

様式第4号(第2条関係)

旅 費 明 細 書

会派名： ○ ○ ○ 会

作成日	○ 年 5 月 11 日		
旅費決定決裁	代表者印		経理責任者印
	印		印
出張者	氏名	旅費	受領印
	○ ○ ○ ○	44,280 円	印
出張先	○ ○ 市、○ ○ 市		
期間	○ 年 ○ 月 ○ 日 ~ ○ 年 ○ 月 ○ 日		
用件	○○市・○○市行政視察		
旅費計算明細	別記、旅費計算書のとおり		
旅費総額	44,280 円		
摘要			

様式第5号（第3条関係）

備品購入事前協議書

会派名： ○ ○ ○ 会

作成日	○ 年 ○ 月 ○ 日	
申請決定	代表者印	経理責任者印
	印	印
備品内容	カメラ（メーカー名、型番等も記載してください。）	
購入数	1 台	
購入予定金額	○○○, ○○○ 円	
見積業者	株 ○ ○ 商 会	
購入希望日	○ 年 ○ 月 ○ 日	
摘要		

※ カタログ・見積書等「備品内容」「金額」の根拠資料を添付して下さい。

決裁：上記のとおり購入承認してよろしいか。

議長	副議長	事務局長	次長	合議	担当書記

備品台帳

商品名、品番等を記入すること

会派名： ○ ○ 会

備品 番号	品名 規格	取得 年月日	取得先	取得 金額	異動 年月日	事由	廃棄 年月日	備考
1	事務用デスク	H19.6.1	(株)○○商会	30,000円				
2	OAチェア	H19.6.1	(株)○○商会	15,000円				
3	デジタルカメラ (キャノン○○)	H20.10. 6	(株)○○電機	29,000円				
4	パソコン (富士通 FMV○○)	H21.3.20	(株)○○電機	160,000円	H23.5.31	○○会派との 合併による		
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								

他会派との合併により備品を
引き継いだ場合等、異動が
生じた時点で登録すること。

④ 領収書等の整理上の注意点

1. 基本的な整理手続き

政務活動費を支出したときには、原則としてその領収書等支出を証明する書類が必要です。事務処理としては、それらの領収書等を支出伝票に貼付して整理、保管しなければなりません。

2. 領収書整理時の留意事項

領 収 書			
			年 ② 月 日
①			
_____ 様			
金額		円	

但し、		③ _____	
上記のとおり領収しました。			
内訳	円		
消費税	円	住所	_____
		氏名	④ _____

① 宛名

会派名が記載されていることが適切です。(個人の議員名は×)

② 発行日

実際に支払いを行った日付となります。(当該年度中に契約が履行された日付)

③ 但し書き

支出した内容が、具体的に記載されていることが必要で、個別商品名を特定できない「〇〇代」等の簡素な記載は不可です。

[例] 書籍代であれば ⇒「判例地方自治」等と書籍名を記載して下さい。

④ 発行者(支払い先)

記名・押印されていることが必要です。

※ 消費税および地方消費税を除いて3万円(消費税額等が区分表示されていない場合等は税込み金額が3万円)以上の支出の場合、収入印紙の貼付と消印の押印があることが必要です。(印紙税法上、貼付を要しないものを除く。)

3. 領収書以外の書類の留意事項

- レシート（要綱第2条第4項に規定する立替払いが認められる場合に限る。）

日付、発行者、金額の記載があるものについては、支出証票とすることができます。

レシートに品目が具体的に記載されていない場合は、支出伝票適用欄に品目名を記載し、立替者名を記載して下さい。

- 銀行の振込金受取書・ATM利用明細書（票）・郵便局振込票兼領収書

日付、依頼人（会派名であること）、受取人、金額の記載があるものは、支出証票とすることができます。その場合、支出伝票摘要欄に具体的な内容を記載して下さい。

- 銀行等の口座振替

コピー機のリース契約等、口座振替により支払いを行い、領収書が発行されない場合は、預金通帳の当該ページの写しを支出証票として添付することが可能です。この場合、支出内容が確認できる書類の写し（請求書・支払い明細書等）をあわせて添付して下さい。

原則 支出方法については、口座振込また支払い先による集金等後払いとし、クレジットカード、ポイントカード等、経済的付加価値が個人転化される決済方法をとってはなりません。（要綱第2条第4項）

(2) 大津市議会政務活動費交付条例

大津市議会政務活動費交付条例

平成 13 年 3 月 21 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、大津市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、大津市議会における会派(所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 会派に対する政務活動費は、各月 1 日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額 70,000 円を乗じて得た額を毎年度上半期及び下半期(以下「交付期」という。)の 2 回に分けて交付する。

- 2 政務活動費は、上半期分を 5 月(4 月に議員の任期が満了する年度にあつては 4 月)に、下半期分を 9 月に、それぞれ当該期に属する月数分(交付期の途中(10 月 1 日を含む。以下同じ。)において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分)を交付する。
- 3 交付期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月に、当該期に係る政務活動費を交付する。
- 4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があつた場合は、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があつた場合は、当月分の政務活動費は交付しない。
- 5 政務活動費は、交付月の末日までに交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第 4 条 政務活動費の交付を受けた会派が、交付期の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日にあたる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が、交付期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日にあたる場合は、当月分)以降の政務活動

費を返還しなければならない。

(使途)

第5条 会派は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとする。

2 会派は、政務活動費を前項の使途基準を満たす政務活動(議会活動、政党活動、選挙活動及び後援会活動等を除く会派活動をいう。以下同じ。)に係る経費(第10条において「政務活動に係る経費」という。)以外のものに充ててはならない。一時的な流用も同様とする。

3 会派は、政務活動費を旅費に充てる時は、所属議員1人につき、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)別表第1市議会議員の項に定める額を超えて支出してはならない。

(支出手続)

第6条 会派は、議長の定める手続に従って適正に政務活動費を支出しなければならない。

(是正命令等)

第7条 議長は、必要に応じ、会派に対し、政務活動費の支出の状況について説明又は書類等の提出を求めることができる。

2 議長は、政務活動費の交付を受けた会派が、前2条の規定に違反していると認めるときは、当該会派に対し、期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(経理責任者)

第8条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書等の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、議長が定める様式による政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書等の証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書等は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の時から30日以内に第1項の収支報告書等を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動に係る経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び公開)

第11条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書等(次項において「収支報告書等」という。)を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しな

ければならない。

2 議長は、別に定めるところにより、収支報告書等を公開するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、会派に対する政務活動費の交付に関し必要な事項は市長が、会派における政務活動費の使用に関し必要な事項は議長が、それぞれ定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 改正後の大津市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

政務活動費使途基準

項目	内容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関して会派が行う調査研究及び調査委託に要する経費 (調査委託費、資料印刷費、文書通信費、旅費等)
研修費	会派主催の研修会実施に要する経費及び他団体等が主催する研修会参加に要する経費 (講師謝金、文書通信費、会場費、旅費、参加者負担金等)
資料作成費	政務活動のために必要な資料の作成に要する経費。ただし、備品購入に係る経費については、あらかじめ議長の承認を受けたものに限る。 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等)
資料購入費	政務活動のために必要な図書、資料等(政党の発行するものを除く。)の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料)
広報広聴費	政務活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費又は会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議、市民相談等に要する経費 (会派広報紙発行費、ホームページ作成・維持管理料、資料・報告書印刷費、会場費、文書通信費、旅費、茶菓子代等)
会議費	会派が行う各種会議、他団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 (会場費、資料印刷費、文書通信費、旅費、参加費等)
人件費	政務活動を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、賃金等)

備考 会派の所属議員の3親等以内の親族又は同居人に支出する経費を除く。

(3) 大津市議会政務活動費交付規則

大津市議会政務活動費交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市議会政務活動費交付条例(平成13年条例第1号。以下「条例」という。)に基づき交付する政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して、政務活動費交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該会派について条例第4条第1項に規定する所属議員数の異動又は同条第2項に規定する会派の解散があったときは、遅滞なく、市長に対し、議長を経由して、政務活動費交付額変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条第1項の規定による申請のあった会派について、当該年度において交付する政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に、政務活動費交付決定通知書(様式第3号)を送付するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請のあった会派について、当該年度において交付する政務活動費の額を変更決定し、当該会派の代表者に、政務活動費交付額変更決定通知書(様式第4号)を送付するものとする。

(交付請求等)

第4条 会派の代表者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、条例第3条第1項の交付期ごとに、市長に対し、政務活動費交付請求書(様式第5号)を提出して、政務活動費の交付を受けるものとする。

2 会派の代表者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに、市長に対し、政務活動費追加交付請求書(様式第6号)を提出して、政務活動費の追加交付を受け、又は市長の発行する納入通知書により、交付を受けた政務活動費の全部又は一部を返還するものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する

2 改正後の大津市議会政務活動費交付規則の規定は、この規則の施行日以後に交付される政務活動費について適用し、この規則の施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

大津市長 様
(大津市議会議長経由)

会派名
代表者 印

政務活動費交付申請書(年度分)

大津市議会政務活動費交付規則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 人(月 1 日現在)
- 6 交付申請額 円

年 月 日

大津市長 様

(大津市議会議長経由)

会派名

代表者

印

政務活動費交付額変更申請書(年度分)

大津市議会政務活動費交付規則第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

1 政務活動費の額

(1) 変更前の額 円

(2) 変更後の額 円

2 理由

会派の所属議員数の異動

変更前 人

変更後 人

会派の解散

(注) 該当する理由の□に、レ印を付けてください。

様式第 3 号(第 3 条関係)

年 月 日

様

大津市長 印

政務活動費交付決定通知書(年度分)

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、次のとおり決定したので、大津市議会政務活動費交付規則第 3 条第 1 項の規定により通知します。

政務活動費交付決定額 円

様式第 4 号(第 3 条関係)

年 月 日

様

大津市長 印

政務活動費交付額変更決定通知書(年度分)

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付額の変更について、次のおり決定したので、大津市議会政務活動費交付規則第 3 条第 2 項の規定により通知します。

- | | |
|-------------|---|
| 1 変更前の交付決定額 | 円 |
| 2 変更後の交付決定額 | 円 |

様式第 5 号(第 4 条関係)

年 月 日

大津市長 様

会派名
代表者 印

政務活動費交付請求書(年度 半期分)

大津市議会政務活動費交付規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり
政務活動費を請求します。

円

様式第 6 号(第 4 条関係)

年 月 日

大津市長 様

会派名
代表者

印

政務活動費追加交付請求書(年度 半期分)

大津市議会政務活動費交付規則第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり
政務活動費の追加交付を請求します。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 領収済額 | 円 |
| 2 | 変更交付決定額 | 円 |
| 3 | 追加交付請求額 | 円 |

(4) 大津市議会政務活動費交付規程

大津市議会政務活動費交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市議会政務活動費交付条例(平成13年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 会派の代表者は、議長に対して、会派結成届(様式第1号)を提出しなければならない。

2 会派の代表者は、当該会派について条例第4条第1項に規定する所属議員数又は会派名称若しくは役職者等の異動があったときは、遅滞なく、議長に対し、会派異動届(様式第2号)を提出しなければならない。

3 会派の代表者は、当該会派について条例第4条第2項に規定する会派の解散があったときは、遅滞なく、議長に対し、会派解散届(様式第3号)を提出しなければならない。

(会派の通知)

第3条 議長は、前条に規定する会派の結成、異動又は解散について届出を受けたときは、市長に対して、様式第4号により通知するものとする。

(政務活動費の管理)

第4条 会派は、政務活動費を、その出納のためのみに使用する決済用預金口座で管理しなければならない。

(是正命令等)

第5条 議長は、条例第7条第2項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該会派に対し、期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるよう勧告するものとする。

2 議長は、前項に規定する勧告を行っても、なおその違反が是正されないと認めるときは、議会運営委員会に諮問した上で、条例第7条第2項に規定する命令をするものとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第6条 条例第9条第1項に規定する政務活動費に係る収入及び支出の報告書は、政務活動費収支報告書(様式第5号)とする。

2 議長は、条例第9条第1項の規定により提出された収支報告書等の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保存)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動

費収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の公開)

第 8 条 条例第 1 1 条第 2 項に規定する収支報告書等の公開は、収支報告書をホームページに掲載するとともに、収支報告書等を議長が指定する場所及び時間において閲覧に供することにより行う。この場合において、収支報告書等に大津市情報公開条例（平成 14 年条例第 4 号）第 7 条第 1 項に規定する非公開情報が記録されているときは、当該部分は除くものとする。

2 前項の規定による閲覧は、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して、30 日を経過する日の翌日から請求することができる。

3 議長は、第 1 項の規定による閲覧をしている者又は閲覧をしようとする者が、収支報告書等を棄損し、若しくは汚損し、若しくは前項の場所から持ち出したとき、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、政務活動費の使用に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

2 改正後の大津市議会政務活動費交付規程の規定は、この規程の施行日以後に交付される政務活動費について適用し、この規程の施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

大津市議会議長 様
(改選期当初のみ事務局長宛)

会派名
代表者名 印

会 派 結 成 届

会派を結成しましたので、大津市議会政務活動費交付規程第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 会派名称
 - 2 会派結成年月日
 - 3 役職者氏名
 - 4 経理担当者氏名
 - 5 所属議員氏名
- } 下記（裏面）のとおり

役 職	氏 名

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

大津市議会議長 様

会派名
代表者名

印

会 派 異 動 届

会派で異動がありましたので、大津市議会政務活動費交付規程第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

区分	新	旧	異動年月日
会派名称			
役職者氏名			
経理責任者氏名			
所属議員数			
異動対象議員名			

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

大津市議会議長 様

会派名
代表者名 印

会 派 解 散 届

会派を解散しましたので、大津市議会政務活動費交付規程第2条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 会派名称
- 2 解散年月日

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

大津市長 様

大津市議会議長

会派の結成・異動・解散について

会派の結成・異動・解散について、大津市議会政務活動費交付規程第3条の規定により、別紙、届（写し）のとおり通知します。

様式第5号（第6条関係）

平成 年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収入額 政務活動費 円

2 支出額

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
資料作成費		
資料購入費		
広報広聴費		
会議費		
人件費		
合 計		

3 残 額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

(5) 大津市議会政務活動費取扱要綱

大津市議会政務活動費取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大津市議会政務活動費交付条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）及び大津市議会政務活動費交付規程（平成22年議長告示第4号。以下「規程」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出手続)

第2条 政務活動費の収支は、原則として発生主義によるものとする。

2 収支にあたっては、その都度収入伝票（様式第1号）、支出伝票（様式第2号）による会派内での回議手続きを経て、出納簿（様式第3号）に記録しなければならない。

3 支出をした際は、支出伝票に、支出先が会派に対して発行する領収証（個別商品名、サービス名等が記載されたもの。ただし、記載対象多数の場合は、明細書別記を妨げない。）を添付しなければならない。ただし、口座引き落とし分については、通帳の事実確認できるページの写し、旅費については、旅費明細書（様式第4号）の添付をもって領収証に代えることができる。

4 支出方法については、口座振込又は支払先による集金など後払いを原則とし、クレジットカード、ポイントカード等、経済的付加価値が個人転化される決済方法をとってはならない。ただし、次の各号に列挙する経費については、会派所属議員の立替払いによることができる。

(1) 行政庁等備付の調査研究資料の交付請求経費

(2) 有料道路等の通行料

(3) 駐車料金

(4) 古書、廃版書籍等、後日入手が困難と認められる調査研究資料、書籍代

(5) 当該政務活動費の支出が緊急を要し、かつ、あらかじめ予測することが困難であると、議長が個別に認めた経費

5 立替者がその経費を受領したときは、当該経費の支出伝票の摘要欄に受領印を押印しなければならない。

(備品)

第3条 政務活動に必要となる備品（大津市財務規則（平成9年規則第73号）第134条第1項第1号に定めるものをいう。）を導入しようとするときは、任期満了時までのリース契約によ

り対応することを原則とする。

- 2 前項の規定に係わらず、購入による場合は、備品購入事前協議書（様式第5号）を議長に提出し、購入前に議長の承認を得なければならない。
- 3 会派の経理責任者は、会派が政務活動費で購入した備品を備品台帳（様式第6号）に登載して、その写しを支出伝票に添付するとともに、備品を適正に管理しなければならない。
- 4 会派において用途廃止した備品は、議長において管理するものとする。ただし、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるものをいう。）を経過したものについては、備品処分協議書（様式第7号）を議長に提出し、正当事由があると認められたときは、適正な方法により処分することができる。

（市外旅行）

第4条 会派の代表者は、会派又は会派の所属議員が調査研究のため市外に旅行しようとするときは、原則として派遣予定日の30日前までに、派遣承認要求書（様式第8号）を議長に提出しなければならない。

- 2 旅費算定基準は、大津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第31号。以下、「旅費条例」という。）を準用するほか、自家用車（議員本人が所有する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち二輪自動車以外のものをいう。）による場合は、次の各号の全てに該当し、自家用車による出張計画表（様式第9号）を、事前に議長に提出した場合に限り、次項に定める基準により算定する。

- （1） 県外出張
- （2） 複数名による出張
- （3） 公共交通機関利用と比べて旅費が安価

- 3 前項に係る車賃は旅費条例第16条第2項に準ずるものとし、公共交通機関利用距離（1km未満の端数切捨）に18円を乗じ、算定する。

（結果報告）

第5条 会派又は会派の所属議員が、調査研究のため行政視察又は研修参加したときは、30日以内に視察研修結果報告書（様式第10号）を、議長に提出しなければならない。

（会派広報紙）

第6条 政務活動費で支出を認める会派広報紙等の要件は、会派活動の内容を掲載し、下記の各号のいずれかを満たすものとする。

- （1） 配布方法が日刊一般紙である新聞折込によるものが9割以上、かつ、発行部数5万部以

上

(2) 配布方法が街頭配布であり、かつ、発行部数5千部以上

2 議員個人としての活動、政党活動、後援会活動等、前項に規定する以外の内容が含まれる場合は、発行費用を政務活動費から支出することはできない。

3 会派は、広報紙発行後、第1項各号に対応する次の各号に掲げる文書等と成果物1部を、支出伝票に添付しなければならない。

(1) 委託先業者が発行する、配布年月日、新聞ごとの折込部数、配布地域を明示した明細書

(2) 発行部数を証するもの

(閲覧の方法等)

第7条 規程第8条第1項に規定する収支報告書等の閲覧を希望する者（大津市議会議員を除く。）は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書（様式第11号）に必要事項を記入し、議長へ請求するものとする。

2 閲覧情報の写しの交付を行う場合には、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）第17条に規定する費用の負担の例によるものとする。

(閲覧対象)

第8条 閲覧対象は、次の各号に掲げるものの写しとする。

(1) 収支報告書

(2) 収入伝票

(3) 支出伝票

(4) 出納簿

(5) 視察研修結果報告書

2 議長は、前項に掲げる書類を議会図書室へ備え付けるものとする。

(閲覧の場所等)

第9条 閲覧の場所及び時間は、議会図書室等において、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）に定める市の休日を除く日の午前8時40分から午後5時25分までの間で、議長が指定した場所及び時間とする。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要領等は、平成23年3月31日限りで廃止する。

(1) 大津市政務調査費取扱要領（平成15年3月24日施行）

- (2) 政務調査費による備品購入（個人使用）に対する取り扱いについて（平成17年6月23日作成）
- (3) 各派経理担当者宛発出文書（平成20年6月3日付）
- (4) 政務調査費における出張時の自家用車の利用について（平成20年7月17日付）
- (5) 政務調査費の使途の明確化について

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市議会政務活動費取扱要綱の規定は、この要綱の施行日以後に交付される政務活動費について適用し、この要綱の施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表

- 1 大津市議会の先例により、政務活動費として認めない経費の例示
 - ・ 祝金、香典、志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
 - ・ 見舞、餞別、中元、歳暮、電報、年賀状等、儀礼に要する経費
 - ・ 会議等に伴う飲食経費
 - ・ 親睦会又は飲食を目的とした会合、レクリエーション大会等の開催や参加に要する経費
 - ・ 各種団体等の会食だけの出席費用
 - ・ 名刺代
 - ・ 携帯電話の通話料金
 - ・ 新聞代（サロンで閲覧可能なもの）
 - ・ 海外視察旅費
 - ・ 自家用車燃料費（第4条に規定する場合を除く。）
 - ・ 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
 - ・ 政党活動、県連活動に要する経費
 - ・ 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費
 - ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
 - ・ 選挙運動及び選挙活動に要する経費
 - ・ 各種選挙時の各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成等に要する経費
 - ・ 後援会活動に要する経費

- ・ 後援会事務所、個人事務所の設置及び維持に要する経費
- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・ 私的な旅行、観光等に要する経費
- ・ 冷蔵庫等、政務活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費
- ・ 議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費や会合への参加費
- ・ 活動自体が政務活動に関連しない団体の会費
- ・ 社会通念上妥当性を欠いた経費や公職選挙法の法令の制限に抵触する経費
- ・ 条例、規程に個別明示されていない議員個人に支給する経費

2 主な備品の法定耐用年数

- ・ 事務机、事務いす及びキャビネット

主として金属製のもの	15年
その他のもの	8年
- ・ デジタルカメラ 5年
- ・ ファックス 5年
- ・ パソコンプリンター 5年
- ・ ICレコーダー 5年

収支番号 _____

収 入 伝 票

会派名：

伝票作成日		
収入決定	代表者印	経理責任者印
科 目		
金 額		
内 容		
支 払 者		
収入年月日		
摘 要		

収支番号 _____

支 出 伝 票

会派名：

伝票作成日		
支出決定	代表者印	経理責任者印
科 目		
金 額		
内 容		
支 払 先		
支出年月日		
摘 要		
領収書 添付欄		

出 納 簿

会派名：

収支番号	収 支 年月日	科 目	内 容	支出入先	収入金額	支出金額	差引残額	伝 票 作成日
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

旅 費 明 細 書

会派名：

作成日			
旅費決定決裁	代表者印		経理責任者印
出張者	氏名	旅費	受領印
出張先			
期間			
用件			
旅費計算明細	別記、旅費計算書のとおり		
旅費総額	円		
摘要			

旅 費 計 算 書

月 日	交通機関	発駅名 着駅名	鉄 道 等		特 急 料金等	車賃等	旅行雑費	宿泊料	食卓料 宿泊地	
			キロ数	運 賃						
小 計										
合計金額										

備品購入事前協議書

会派名：

作成日		
申請決定	代表者印	経理責任者印
備品内容		
購入数		
購入予定金額		
見積業者		
購入希望日		
摘要		

決裁：上記のとおり購入承認してよろしいか。

議長	副議長	事務局長	次長	合議	担当書記

備 品 台 帳

会派名：

備 品 番 号	品 名 規 格	取 得 年 月 日	取 得 先	取 得 金 額	異 動 年 月 日	事 由	廃 棄 年 月 日	備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								

備品処分協議書

会派名：

作成日		
申請決定	代表者印	経理責任者印
備品内容		
処分数		
購入年月日		
備品番号		
処分方法		
摘要		

決裁：上記のとおり処分承認してよろしいか。

議長	副議長	事務局長	次長	合議	担当書記

様式第8号 (第4条関係)

議 長	副議長	事務局長	次 長	合 議	担当書記

派遣承認要求書

年 月 日

大津市議会議長 様

会派代表者氏名 印

本会は、下記により議員を派遣することに決定しましたので、承認されるよう要求します。

記

1 日 時

2 場 所

3 目 的

4 経 費

5 派遣議員氏名

自家用車による出張計画表

日 時	
出張先	
目 的	
出張議員	
自家用車所有者	

行程明細

出発地～行先	利用道路	距離（k m）	車 賃	有料道路代	駐車場代
	小 計				
		旅行雑費			
		宿泊料			
		総 計			

視察研修結果報告書

年 月 日

大津市議会議長 様

会派代表者氏名

印

視察・研修の結果について（報告）

本会派が視察・研修した結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 期 間
- 2 視察研修先
- 3 目 的
- 4 調査研究内容
- 5 参加議員

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

年 月 日

(あて先)

大津市議会議長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

下記の政務活動費収支報告書等の閲覧を請求します。

記

1 対象年度

2 対象会派

3 閲覧希望日時

政務活動費運用マニュアル

初 版 平成 23 年 3 月

改定 2 版 平成 23 年 6 月

改定 3 版 平成 25 年 3 月

滋賀県大津市議会 発行

滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号

TEL 077-528-2640

FAX 077-521-0409
